明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（四四）　六
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（四五）　二
○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（四六）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（四七）　三
〔政　令〕
○道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一九四）　三
○道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一九五）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一九六）　三
〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学二）　三
〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（厚生労働八四）　四
○児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八五）　七
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四八）　八
○道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通四五）　八
○防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（防衛六）　一〇
〔規　則〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一四）　一〇
〔告　示〕
○最高裁判所裁判官審査公報発行規程の一部を改正する件（中央選挙管理会一二）　一二
○参議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件（同一三）　一三
○衆議院比例代表選出議員選挙執行規程の一部を改正する件（同一四）　一七
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働一八一）　一三
○公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示の一部を改正する件（国土交通五七八）　一三六
〔官庁報告〕
官庁事項
農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について（厚生労働省・農林水産省・経済産業省）　一三八
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
公示送達関係　一四一
裁判所
破産、免責、再生関係　一四二
特殊法人等
企業年金基金変更関係　一四二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一六一
会社その他
会社決算公告　一六六

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

（法律第四四号）（内閣府本府）

1　昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づき、次の㈠及び㈡について、関係法律の改正を行うこととした。

㈠　住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うこと。

㈡　地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこと。

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

（法律第四五号）（内閣府本府）

1　目的の改正

目的に、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み」との文言の追加等を行うこととした。（第一条関係）

2　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定等

内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定をするに当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとした。（第三条関係）

3　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に定める事項として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項等を追加することとした。（第四条関係）